

平成28年度

朝倉市教育施策要綱

朝倉市教育委員会

平成28年度 朝倉市教育施策要綱

朝倉市教育委員会

今日、我が国は高度経済成長や科学技術の飛躍的進歩の恩恵を受け、生活は豊かで便利になった。しかし一方で、高齢化・少子化、家庭・地域の変容、価値観の多様化、環境問題の深刻化など様々な課題に直面している。急速な情報化・グローバル化の進展により、国際社会における我が国の立場や果たす役割も大きく変化している。

このような状況の中、「国家百年の計」である教育は、新たな教育基本法のもと、「未来を切り拓く教育」を推進する必要がある。それは、社会に貢献できる教養ある日本人を育成するという観点に立ち、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた、心身ともに健康な人間を育成することである。

学校教育においては、学習指導要領の趣旨に基づき、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」を育むことが大切である。そのために、教育活動や教育環境の充実を図り、児童・生徒、保護者・地域、教職員にとって魅力ある「おらが学校」づくりを推進することが肝要である。

生涯学習においては、市民が活力ある地域コミュニティを主体的に創造し、自己実現を図っていくようあらゆる場、あらゆる時に学び続けることが大切である。そのために、学校、家庭、地域、行政が一体となって運動・スポーツの奨励や読書活動等を推進し、心豊かでたくましく生き抜く市民を育成することが重要である。

文化の振興については、地域の歴史や文化、芸術、芸能等を継承・発展させることが大切である。そのために、優れた文化芸術に触れる機会を多様につくるとともに、生きる喜びや感動をもたらす環境をさらに整えていくことが必要である。

朝倉市では、社会の変化に目を向け、国や県の教育改革の流れを積極的に受け止めながらも、「地域に根ざした教育」をさらに充実させていくことが求められている。そして、「親と子と孫が一緒に安心して心豊かに暮らす」魅力あるまち『朝倉市』を築いていくたくましさやしなやかさを有する優れた人材を育成しなければならない。

このような認識のもと、本市の教育の充実・発展を期して、ここに「朝倉市教育施策要綱」を定めるものである。

I 学校教育の施策

学校教育目標 主要課題と評価指標

高い志をもって意欲的に学び、郷土を愛しグローバル社会を強かに生き抜く力を育む魅力ある学校づくり	確かな学力	(1)基礎的、基本的な内容の習得と活用力の育成 教えて考えさせる授業、確実な定着を図る繰り返し指導、習熟度別学習の推進、家庭学習の充実
		(2)個性の伸長と特別支援教育の充実 キャリア教育の充実 特別支援教育の充実
	指標	全国学力調査が上位20県以内 市標準学力調査・検査の正答率が前年度以上
	豊かな心	(1)心の教育の推進 道徳教育や体験活動等の充実、人権・同和教育の充実、読書活動の充実 ふるさと教育の充実
		(2)生徒指導の充実 学級経営の充実、いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応、組織的な生徒指導体制の確立
	指標	不登校発生率、対人暴力等発生件数が全国・県平均以下、不登校復帰率の向上 不登校対応日数の継続、対人暴力等の無発生日数継続
健やかな体	(1)体力・運動能力の向上を図る取組の推進 保健・体育科授業の充実、外遊びの奨励、体力向上を図る取組	
	(2)健康教育の推進 安全教育の充実、保健教育の充実、食育の推進	
指標	全国・県体カテストの体力合計点が上位15県以内 課題のある種目が前年度比較で向上	
信頼される学校	(1)家庭・地域・関係機関との連携 地域の教育資源の活用、おらが学校委員会の充実、地域行事への積極的参加	
	(2)サービスの厳正と学校情報の公開 教職員のサービスの厳正、学校情報の積極的な公開	
指標	教職員の不祥事発生件数が0件 児童生徒、教職員の無事故日数継続	
教育環境の充実	(1)学校組織の機能化 校長を中心とした学校運営体制の機能化、教職員の実践的指導力の向上 小中一貫教育の推進	
	(2)安心・安全・安定した教育環境の整備 計画的な施設整備、学校防犯体制の整備、小・中学校の在り方検討	
指標	中学校区連携事業への教職員の参加100% エアコンの設置100%(小学校)	
朝倉市教育支援センター		
教育支援	調査研究事業	・委託研究事業 ・教育情報の収集・整理 等
	研修事業	・資質向上を図る基礎研修事業 ・職能育成を図る教職研修事業 ・専門性を高める専門研修事業
	教育支援事業	・適応指導教室事業 ・教育相談事業

平成28年度の施策の重点と評価項目

重点目標	主な施策	評価項目
<ul style="list-style-type: none"> ○ねらいを焦点化した授業の推進 ○英語力向上を図る取組の推進 ○キャリア教育の視点を踏まえた教育活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・学力向上推進事業(各中学校区) ・学力調査実施事業 ・ALT等派遣事業 (・英語スピーチコンテスト事業) ・生きる力育成推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ねらいに沿った「振り返り」の実施 キャリア教育の視点を位置付けた総合的な学習指導計画の作成 学力低位層を支援する取組の充実
<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒のリーダー・フォロワー育成と児童会、生徒会等の自治的活動の充実 ○いじめや不登校を生まない取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・生きる力育成推進事業 ・生徒指導活性化推進事業 ・いじめ問題対策事業 ・人権・同和教育研修会事業 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置事業 	<ul style="list-style-type: none"> 好ましい人間関係をつくる話し合い活動の実施 生徒指導に関わる保護者会やPTA研修会の実施 「挨拶・掃除・靴並べ」の推進
<ul style="list-style-type: none"> ○日常的、継続的な体力づくりと「弁当の日」の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進委員の派遣事業 ・チャレンジ記録の認定事業 ・小学校泳力記録会事業 ・クラブ、部活動支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ショート・トレーニングの実施と体力向上のための環境整備 (小)一日一回外遊びの奨励 (中)文化部等における運動の奨励 年間2回以上の弁当の日の実施
<ul style="list-style-type: none"> ○学校の教育情報の積極的な公開 ○保護者・地域との連携強化 ○不祥事防止活動の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページへの学校情報の掲載 ・関係機関等への協力 ・定例校長会の開催 ・不祥事防止対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> 地域行事への積極的な参加 おらが学校委員会における学力向上等に関する協議の場の設定 体罰によらない指導法に関する研修会・講習会の実施
<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校の連携強化 ○安心・安全な教育環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・学力向上推進事業(各中学校区) ・各種研究会等への支援 ・特色ある学校づくり研究指定事業 ・新設小学校建設事業 ・学校施設の整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員で関わる中学校区連携事業の実施 ねらい・学習内容に沿ったコメントのある作品掲示 月初めの安全の日の設定と安全点検の実施

平成28年度的主要事業

<ul style="list-style-type: none"> ○委託研究の内容 個人:知力・徳力・体力の向上等 グループ:小・中連携による学力向上、小・中連携による不登校対応と予防
<ul style="list-style-type: none"> ○基礎研修:若年教師育成のための研修の実施 ○教職研修:組織マネジメント、人権・同和教育等の研修会の実施 ○専門研修:特別支援教育、保護者対応等の研修会の実施 ○教育講演会の開催
<ul style="list-style-type: none"> ○不登校児童生徒等の適応指導教室(ステップ)の開設、不登校児童生徒等の状況調査 ○学校・教育委員会と連携した教育相談(いじめ、不登校、問題行動、特別支援教育等)

I 学校教育の施策

学校教育は、児童生徒の心身の発達に応じて、各個人の能力を伸ばし、国際化社会や情報化社会などのグローバル社会を生き抜く基礎的・基本的な資質を養うことを目的としている。

そのために、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」の育成を基本として、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てる教育を、組織的、継続的に実施することが重要である。

そこで、朝倉市においては、学校教育目標「高い志をもって意欲的に学び、グローバル社会を強かに生き抜く力を育む魅力ある学校づくり」をめざし、主要課題に対する具体的方策を行う。

<朝倉市学校教育目標>

高い志をもって意欲的に学び、郷土を愛しグローバル社会を強かに生き抜く力を育む魅力ある学校づくり

<朝倉市がめざす子どもの姿>

確かな学力	<ul style="list-style-type: none">・しっかり話が聴ける子ども・ノートを熱心にとっている子ども・家庭でも勉強する子ども
豊かな心	<ul style="list-style-type: none">・挨拶や返事ができる子ども・きまりや約束が守れ、みんなと仲良くできる子ども・掃除を熱心に行う子ども
健やかな体	<ul style="list-style-type: none">・運動に親しんでいる子ども・朝、早く起きる子ども・偏食がなく何でも食べる子ども

1 確かな学力

(1) 基礎的・基本的な内容の習得と 活用力の育成

- ① 基礎・基本が確実に身に付く授業への改善
教えて考えさせる授業等への転換を図り、わかった・できた喜びを実感できる授業を工夫する。
- ② 確実な定着を図る、繰り返し指導の推進
学習内容が確実に定着するように、繰り返し指導を行う。
- ③ 習熟度別学習の推進
児童生徒の個に応じる習熟度別少人数指導を推進する。
- ④ 家庭学習の充実
家庭において、目標を立て計画的に勉強する自主学習を推進する。

- 学力向上推進事業
- 中学校ALT、小学校外国語活動講師の配置
- 学力実態調査等の実施
- 朝倉市英語スピーチコンテスト
- 教育研究の指定・委嘱

(2) 個性の伸長と特別支援教育の充実

- ① キャリア教育の充実
高い志をもち、職業人としての基礎となる能力や態度を育成するという視点に立ち、キャリア教育を推進する。
- ② 特別支援教育の充実
障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた、適切な指導や必要な支援を行う。

- 特別支援教育支援員の配置
- 通級指導教室の充実
- 生きる力育成推進事業
- 特別支援教育研修会の実施

2 豊かな心

(1) 心の教育の推進

① 道徳教育や体験活動等の充実

価値ある体験活動の実施により、基本的な生活習慣、忍耐、規範意識、生命尊重、人間関係等の心の体験を充実させ、道徳性の育成を図る。

② 人権・同和教育の推進

校長を中心とした人権・同和教育推進体制を確立し、教育活動全体を通じた人権・同和教育を推進する。

③ 読書活動の充実

読書に親しむ態度や豊かな感性、創造力を育てる読書活動を推進する。

④ ふるさと教育の充実

郷土の歴史や伝統文化にふれ、ふるさと「朝倉」に誇りをもてる教育活動を推進する。

○生きる力育成推進事業

○人権・同和教育研修会の実施

○「わたしたちの朝倉」の活用

○百人一首の推進

(2) 生徒指導の充実

① 学級経営の充実

児童生徒を多面的に理解し、目的を明確にした集団活動を展開することで、自己有用感や自己存在感を味わえる学級づくりに努める。

② いじめや不登校の早期発見・早期対応

アンケートや教育相談など様々な機会を利用して、いじめや不登校等の未然防止、早期発見、早期対応に努める。

③ 組織的な生徒指導体制の確立

いじめや不登校等の生徒指導上の問題の解消に向け、組織的、継続的な対応に努める。

○生徒指導活性化推進事業 ○いじめ問題対策事業

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等配置事業

○いじめや不登校に対応する関係機関との連携 ○生徒指導研修会等の実施

3 健やかな体

(1) 体力・運動能力の向上を図る取組の推進

① 保健・体育科授業の充実

授業前のショート・トレーニングや十分な運動量の確保により、体力・運動能力の向上を図る体育科授業に努める。

② 外遊びの奨励

運動場や遊具の整備、運動目標の設定などを通して、外遊びを奨励し運動・スポーツの習慣化を図る。

③ 体力向上を図る取組の推進

学校や子どもの実態に応じ、持久走大会やなわとび集会など体力向上を図る取組を推進したり運動部活動の充実を図ったりする。

スポーツ推進委員の派遣

クラブ・部活動支援事業

チャレンジ記録の認定

小学校泳力記録会

(2) 健康教育の推進

① 安全教育の充実

登下校中の事故防止や防犯、防災など危険防止のための指導の充実に努める。

② 保健教育の充実

児童生徒の心身の発達段階や実態に応じた計画的、組織的な保健（性や心の健康問題、薬物乱用防止等）に関する指導の充実に努める。

③ 食育の推進

児童生徒や学校の実態に応じ、食に関する研修会や複数回の「弁当の日」等を実施し、食育の推進を図る。

食に関する研修会の実施

「弁当の日」の実施

4 信頼される学校

(1) 家庭・地域・関係機関との連携

① 地域の教育資源の活用

地域のもの、ひと、ことを活用した体験的な活動を充実し、地域の教育力との連携を図る。

② おらが学校委員会の充実

学校教育の充実のために、保護者や地域が参画する学校運営システムの構築に努める。

③ 地域行事への積極的参加

地域で行われる行事等への学校の積極的な参加を推進する。

○地域人材の活用

○地域行事等の案内

(2) サービスの厳正と学校情報の公開

① 教職員のサービスの厳正

三大不祥事の撲滅に努め、保護者や地域に信頼される学校づくりを推進する。

② 学校情報の積極的な公開

学校評価を有効に活用し、家庭や地域に対する情報発信に努め、説明責任を果たすとともに、開かれた学校づくりをめざす。

○学校評価シートの活用

○教育情報の公開

○関係機関等への協力と連携

○保護者・地域との連携

○定例校長会の開催

○不祥事防止対策事業

5 教育環境の充実

(1) 学校組織の機能化

① 校長を中心とした学校運営体制の機能化

校長を中心とした秩序と活力ある学校運営体制を機能させ、職員の創意と意欲を生かした学校運営に努める。

② 教職員の実践的指導力の向上

教育支援センターと連携し、経験年数や職務に応じた研修を行い、実践的指導力の向上を図る。

③ 小中一貫教育の推進

各中学校区における小中連携組織を構築するとともに、同校種連携や異校種連携を積極的に行い、小中一貫教育を推進する。

○市教委主催の研修会の実施

○教育支援センターでの研修会の実施

○学力向上推進事業

(2) 安心・安全・安定した教育環境の整備

① 計画的な施設整備

学校施設の耐震化や維持管理、エアコンの設置、校舎等の改築などを計画的に行い、安全な学校施設の整備に努める。

② 学校防犯体制の整備

児童生徒の登下校の状況把握や通学路の点検、児童生徒の安全確保のための危機管理体制に努め、保護者、地域と連携した防犯体制を整える。

③ 小・中学校の在り方検討

学校や地域の実態に応じた、望ましい小・中学校の在り方を検討する。

○学校施設の耐震化

○学校施設の維持管理

○エアコンの設置

○計画的な校舎等の改修

○環境衛生点検の実施

○防犯、防災体制の整備

○新設小学校建設事業

○小中一貫校建設事業

II 生涯学習・生涯スポーツ振興の施策

生涯学習目標

主要課題と具体的方策

誰もが学びたいことを学びたい時に学ぶことができる生涯学習社会の構築	生涯学習の推進	(1)生涯学習推進体制の整備・充実 ①生涯学習推進基本計画の策定準備 ②地域・学校・関連団体との連携 ③生涯学習推進のための協議組織の拡充 ④コミュニティセンター等を拠点とした社会教育事業の推進 (2)生涯学習支援機能の充実 ①学習機会の拡充 ②学習活動の支援 ③学習情報の提供
	スポーツ・レクリエーション活動の推進	(1)スポーツ施設など活動環境の充実 ①社会体育施設の整備充実 ②指定管理者制度の活用による施設の有効利用促進 (2)健康増進、市民相互交流の促進 ①ニュースポーツ普及・スポーツイベント開催促進 (3)活動組織・団体の育成 ①総合型地域スポーツクラブ等の活動組織や体育協会等の団体の育成
	図書館サービスの充実	(1)図書館の管理運営 ①図書館システムの整備・活用 ②レファレンスやリクエストサービスの充実 (2)図書資料の整備 ①図書館資料の収集・蔵書管理・整備 ②貴重資料、地域資料の収集と保存整備 ③地域の課題に対応した資料の収集・整備 ④図書館間ネットワークの整備 (3)読書環境の整備 ①移動図書館事業の推進 ②巡回文庫事業の推進
	読書活動の推進	(1)読書推進事業の充実 ①各種講座等図書館事業の充実 ②関係機関・団体との連携と活動の支援 ③「朝倉市子どもの読書活動推進計画(改訂版)」の推進 (2)ブックスタート事業の整備・推進 ①ブックスタートボランティアの育成 ②ブックスタート事業の推進

平成28年度の施策の重点目標と評価項目

重点目標	主な施策	評価項目
○ それぞれの地域における個性豊かな生涯学習社会の構築のため、関係機関との連携強化を図り、市民の自主的活動を支援する。	社会教育関係指導者活用事業	1人あたり年間活動日数
	学社連携・融合推進事業	補助申請中学校区割合
	社会教育委員活動支援事業	会議開催回数 社会教育委員からの会議での提案件数
	お茶の間学習ネットワーク事業	お茶の間学習ネットワーク事業学習者数 お茶の間学習講座学級数
	生涯学習推進事業	講座開催回数
○ 体育施設の適切な維持・有効活用を図る。 ○ ニュースポーツ普及・スポーツイベント開催促進を図る。 ○ 子どもたちの潜在能力を発掘し、スポーツ競技のレベルアップを図る。	体育施設管理運営事業	利用申請受付件数 施設の稼働率
	総合的体育施設整備事業	事業進捗率(累計)
	ふれあい市民の広場管理運営事業	利用申請受付件数 施設の稼働率
	武道館管理運営事業	利用申請受付件数 施設の稼働率
	B&G海洋センター管理運営事業	B&G海洋センター年間利用者数
	スポーツ推進委員支援事業	地域での活動回数
	市民スポーツ大会開催事業	市民スポーツ大会の開催回数 市民スポーツ大会の参加者人数
	体育協会支援事業	体育協会主催の大会数 体育協会主催等の各種スポーツ大会への参加者数
	スポーツ少年団支援事業	日本スポーツ少年団登録数 スポーツ少年団指導者数
各種大会出場補助事業	本補助による各種大会参加者数	
○ 図書館システムの整備に努め、利用者への資料提供等図書館業務の円滑な運営を図る。 ○ 地域のニーズや課題に対応した資料の収集に努め、レファレンス(調査支援・学習援助)やリクエスト(予約)サービス等の充実を図る。 ○ 移動図書館事業や巡回文庫事業の充実を図り、身近に本と触れ合うための環境づくりに努める。	図書館管理運営事業	一日平均利用者数 年間レファレンス数
	図書館資料整備事業	年間資料購入数 年間貸出冊数
	移動図書館事業	年間巡回箇所数 年間貸出冊数
	巡回文庫事業	年間巡回箇所数 年間貸出冊数
○ 関係機関・団体との連携を深め、各種講座等事業の充実を図る。 ○ 「朝倉市子どもの読書活動推進計画(改訂版)」に基づき、子どもの読書活動を推進する環境整備に努める。 ○ 絵本を通して親子の触れ合いを深めるために、ブックスタート事業を推進する。	図書館読書推進事業	各種講座・おはなし会等年間参加者数
	ブックスタート事業	ブックスタート年間参加率

Ⅱ 生涯学習・生涯スポーツ振興の施策

生涯学習とは、人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて生涯を通じて行なう学習とされている。

市においても、自己実現への学びはもとより、急速に進展し続ける社会に対応するため、学習需要は拡大し「学び」に対する期待も大きくなっている。

そこで、朝倉市では「誰もが、学びたいことを学びたい時に学ぶことができる」生涯学習社会の構築を目指し、家庭、地域、学校、行政が一体となり、生涯学習・生涯スポーツを効果的に推進し、心身ともに豊かな市民の育成、さらには成熟した地域を創造するため、基本目標を設けそれに向けた施策に取り組む。

1 生涯学習の推進

(1) 生涯学習推進体制の整備・充実

① 生涯学習推進基本計画の策定準備

- 市の生涯学習社会構築に向けて、生涯学習推進基本計画を策定するための体制づくりを図る。

② 地域・学校・関連団体との連携

- 生涯学習施策を推進するため、地域コミュニティ、学校、関連団体、住民ボランティア等との連携を図る。

③ 生涯学習推進のための関係機関連携

- 文化、地域づくり、人権・同和及び青少年育成等の講演・講座等を実施している各所管担当と連携を密にし、開催日や内容について調整を図りながら講演・講座の企画・運営を行い生涯学習の推進を図る。

④ コミュニティセンター等を拠点とした社会教育事業の推進

- コミュニティセンター等を情報の発信源や学びの拠点として有効に活用することにより、誰もが生涯を通して学び続けることができる学習環境の充実強化を図る。

(2) 生涯学習支援機能の充実

① 学習機会の拡充

- 市民公開講座、各種の講座・学級を幅広く開設し、その充実を図る。
- 地域全体で青少年の健全育成を図る体制づくりに努めるとともに、積極的に地域の活動に参加できるリーダー育成づくりを目的とする学習を行う。
- 家庭における教育力の回復のため、教育・福祉分野との連携を図り、孤立しがちな家庭と地域を連携させるための学習機会の構築に努める。

② 学習活動の支援

- お茶の間学習発表会については、自主的な企画・運営として実施される

よう関係団体との調整に努める。

- 生涯学習指導者関係の人材情報の充実及び一元管理に努める。
 - お茶の間学習ネットワーク事業を通じて、生涯学習指導者の発掘や育成を図る。
 - 学社連携・融合事業を通じて、子どもたちに様々な体験活動の場を提供することによって、自ら学び、自ら考え、行動できる心豊かな人間性など、「生きる力」の育成を図る。
 - 家庭における教育のあり方などを学習するプログラムを充実させ、家庭や地域の教育力向上を図る。
 - 地域コミュニティにおける生涯学習関連講座等の支援体制充実に努めると共に人材や学習プログラムの調整機能の強化を図る。
 - 地域活動指導員及び社会教育指導員による地域への効率的な支援体制づくりを行う。
- ③ 学習情報の提供
- ブログや紙面による生涯学習指導者登録状況等の情報提供に努める。
 - 多様な市民ニーズに答えるために、出前講座の充実を図る。

本年度の重点目標と評価項目

- それぞれの地域における個性豊かな生涯学習社会の構築のため、関係機関との連携強化を図り、市民の自主的活動を支援する。なお、その際は、高齢者の生きがいや活躍の場づくりにも成り得るよう配慮する。

2 スポーツ・レクリエーション活動の推進

(1) スポーツ施設など活動環境の充実

① 社会体育施設の整備充実

- 「朝倉市総合的体育施設基本計画」に基づき基本設計業務を進め、朝倉市総合的体育施設整備検討委員会において、建設に向けた市民のための新たなスポーツ環境のあり方について検討を進める。
- 市民のスポーツ活動の実態とニーズを把握し、施設の維持管理と有効利用を図ることで、気軽にスポーツに親しむことができる環境整備に努める。

② 指定管理者制度の活用による施設の有効利用促進

- 社会体育施設の管理について、指定管理者制度を導入することで、民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費節減等を図る。制度の未導入施設については、最も有効な施設の維持管理の方法を引き続き検討する。

(2) 健康増進・市民相互交流の促進

- ① ニュースポーツ普及・スポーツイベント開催促進
 - 住民だれもが、いつでも気軽にスポーツに親しみ、健康で活力のある生活を確立するために、ニュースポーツの講習やスポーツ教室など、あらゆる世代が楽しめるスポーツの普及を図る。
 - 各種スポーツイベントを開催し、市民相互の交流を図るとともに、市民の健康増進・体力づくりの推進に努める。

(3) 活動組織・団体の育成

- ① 体育協会やスポーツ少年団等のスポーツ関係団体の育成
 - 団体の育成支援と強化を図る。
体育協会、スポーツ少年団等の育成支援と強化を図り、市民のスポーツ活動の推進に努める。
 - 指導体制を整備し充実を図る。
各組織の指導者を対象とした講習会等を実施することにより、指導技術の向上を図り、各種団体と連携した市民の健康づくりに努める。
 - 住民主導の総合型地域スポーツクラブの設立を検討する。
子どもから高齢者までのあらゆる年齢層の市民が個々の体力や目的に応じて、スポーツに取り組むことができるように、誰もが自主的・主体的に参加活動できる総合型地域スポーツクラブの設立を検討する。

本年度の重点目標と評価項目

- 競技スポーツはもちろんのこと、子どもからお年寄りまでの生涯スポーツも重視している「朝倉市総合的体育施設基本計画」に基づき、総合的体育施設の基本設計業務を推進する。
- 体育施設の適切な維持・有効活用を図る。
 - ・指定管理者制度導入施設については、スポーツ推進の拠点として創意工夫を行い、利用者ニーズに基づく良質なサービスの提供に努める。
 - ・指定管理者制度未導入施設における今後の維持管理の検討を行う。
- ニュースポーツ普及・スポーツイベント開催促進を図る。
 - ・県や地域コミュニティと連携し、ニュースポーツの研修会や出前講座、体力テストの普及に努める。
 - ・各種スポーツ大会において、内容の見直しや広報活動を行い、参加人数の増加を図る。
 - ・体育協会主催の各種スポーツ大会の支援を行う。
- 子どもたちの潜在能力を発掘し、スポーツ競技のレベルアップを図る。
 - ・福岡県のタレント発掘事業の周知を図ることにより、市内のスポーツ団体及び小中学校と連携し事業に対する支援を行う。

3 図書館サービスの充実

(1) 図書館の管理運営

① 図書館システムの整備・活用

- 図書館システムの整備に努め、利用者への資料提供等図書館業務の円滑な運営を図る。
- 情報誌やインターネットを活用した、図書館情報提供サービスに努める。

② レファレンスやリクエストサービスの充実

- レファレンス（調査支援、学習支援）やリクエスト（予約）サービスの充実を図る。

(2) 図書資料の整備

① 図書館資料の収集・蔵書管理・整備

- 図書資料や視聴覚資料等の収集と整備、充実を図る。
- 朝倉市教育支援センターから移管された視聴覚資料（旧視聴覚ライブラリー）の利用拡大と適正管理に努める。

② 貴重資料、地域資料の収集と保存整備

- 貴重資料のデジタル化や製本等による保存・整備に努める。
- 地域資料の収集・整備に努める。

③ 地域の課題に対応した資料の収集・整備

- 地域の課題解決を支援する資料の収集・提供サービスに努める。

④ 図書館間ネットワークの整備

- 図書館間の相互貸借、相互利用、情報の共有化により、資料提供サービスの充実を図る。

(3) 読書環境の整備

① 移動図書館事業の推進

- 子どもたちが身近に本と触れ合えるように、移動図書館「おひさま号」を運行して、市内の保育園（所）・幼稚園を巡回し、図書の貸出を行う。

② 巡回文庫事業の推進

- 身近に本と親しんでもらうために、定期的にコミュニティ施設や高齢者施設を巡回し、図書の団体貸出を行う。
- 市内の小・中学校へ定期的に巡回し、図書の団体貸出を行うことにより、学校教育への協力と支援を行う。

本年度の重点目標と評価項目

- 図書館システムの整備に努め、利用者への資料提供等図書館業務の円滑な運営を図る。
 - ・ 開館日数、図書館利用者の増加に努める。

- 地域のニーズや課題に対応した資料の収集に努め、レファレンス（調査支援・学習援助）やリクエスト（予約）サービス等の充実を図る。
 - ・貸出冊数やレファレンスサービスの増加に努める。
- 移動図書館事業や巡回文庫事業の充実を図り、身近に本と触れ合うための環境づくりに努める。
 - ・移動図書館業務や巡回文庫事業による貸出冊数の増加に努める。

4 読書活動の推進

(1) 読書推進事業の充実

① 各種講座等図書館事業の充実

- 歴史・文学講座・子供の読書講座・上映会・おはなし会等を開催し、読書活動の普及啓発事業の充実を図る。

② 関係機関・団体との連携と活動の支援

- 行政機関や地域・学校・読書ボランティア団体等の関係機関との連携を図り、読書環境づくりを推進する。

③ 「朝倉市子どもの読書活動推進計画（改訂版）」の推進

- 「朝倉市子どもの読書活動推進計画改訂版（改訂版）」に基づき、子どもの読書活動を推進する環境整備に努める。

(2) ブックスタート事業の整備・推進

① ブックスタートボランティアの育成

- ブックスタート事業を推進するためのボランティアの育成とスキルアップに努める。

② ブックスタート事業の推進

- 絵本を通して親子の触れ合いを深めるために、ブックスタート事業及びブックスタートフォローアップ事業を推進する。

本年度の重点目標と評価項目

- 関係機関・団体との連携を深め、各種講座等事業の充実を図る。
 - ・各種講座・おはなし会等の年間参加者数の増加に努める。
- 「朝倉市子どもの読書活動推進計画（改訂版）」に基づき、子どもの読書活動を推進する環境整備に努める。
- 絵本を通して親子の触れ合いを深めるために、ブックスタート事業を推進する。
 - ・ブックスタート・ブックスタートフォローアップの年間参加率の増加に努める。

文化振興の施策

主要課題と具体的方策

地域文化の振興

(1) 指定文化財の整備活用及び埋蔵文化財調査

- ① 指定文化財等保存管理
- ② 歴史・文化普及啓発
- ③ 埋蔵文化財調査

(2) 文化財の活用及び施設の管理運営

- ① 平塚川添遺跡公園管理活用
- ② 歴史資料館管理活用
- ③ 秋月郷土館管理活用
- ④ 秋月博物館建設

文化芸術活動の推進

(1) 文化振興推進事業

- ① 美術展・文化趣味講座・文化講演会・コンサート等開催事業
- ② 活動組織、団体の育成
- ③ 子どもの文化、芸術活動の促進
- ④ 文化ホール等の有効活用
- ⑤ 姉妹都市高鍋文化交流

(2) 総合市民センター及び朝倉・杷木地域生涯学習センターの維持管理運営

- ① 総合市民センター及び朝倉・杷木地域生涯学習センター施設の維持管理
- ② 総合市民センター及び朝倉・杷木地域生涯学習センター施設の維持補修

平成28年度の施策の重点と評価項目

重点目標

主な施策

評価項目

<p>○指定文化財等の保存・整備・活用を行うとともに、普及啓発活動を実施し、市民の文化財への意識高揚を図る。また、埋蔵文化財保護のため、発掘調査を実施する。</p> <p>○文化財施設の保全及びその収蔵展示資料の保管・公開・活用に努め、教育や学習の場として活用する。また、平成29年度開館を目指し「秋月博物館」の建設整備を実施する。</p>	<p>指定文化財等保存管理事業</p> <p>歴史・文化普及啓発事業</p> <p>埋蔵文化財調査事業</p> <p>平塚川添遺跡公園管理活用事業</p> <p>歴史資料館管理活用事業</p> <p>秋月郷土館管理活用事業</p> <p>秋月博物館建設事業</p>	<p>指定文化財数</p> <p>啓発イベント参加人数</p> <p>事前審査完了面積</p> <p>施設不具合件数、公園利用者数、活用事業参加者数</p> <p>来館者数、施設不具合件数</p> <p>入館者数</p> <p>事業進捗率</p>
--	--	---

<p>○市民が優れた文化芸術にふれる機会を提供するとともに、自ら文化芸術活動に参加できるよう、展示や活動発表の機会の充実と支援行う。</p> <p>○文化組織や文化団体等の活動支援を行い、文化に係る団体及び後継者の育成を図る。また、子どもの文化芸術体験活動を推進する。</p> <p>○市民の文化活動を推進するため、安全・安心して使用できる文化施設の維持管理を行う。</p>	<p>美術展事業</p> <p>文化趣味講座開催事業</p> <p>文化講演会・コンサート等開催事業</p> <p>文化団体連合会補助事業</p> <p>甘木盆俄保存育成補助事業</p> <p>国際子ども芸術フェスティバル補助事業</p> <p>自主文化協会補助事業</p> <p>姉妹都市高鍋文化交流事業</p> <p>総合市民センター管理運営事業</p> <p>朝倉地域生涯学習センター管理運営事業</p> <p>杷木地域生涯学習センター管理運営事業</p> <p>市民センター施設補修事業</p>	<p>美術展出品者数、美術展来場者数</p> <p>参加人数、平均満足度</p> <p>参加人数、平均定員充足率</p> <p>事業参加者数、実施事業数</p> <p>公演参加者数(出演者)、公演入場者数</p> <p>入場券販売枚数、入場者数</p> <p>入場券販売率、平均定員充足率</p> <p>交流事業参加者数、美術交流参加者数</p> <p>施設の利用者数、不具合件数</p> <p>施設の利用者数、不具合件数</p> <p>施設の利用者数、不具合件数</p> <p>修繕工事件数</p>
---	---	--

Ⅲ 文化振興の施策

市民や子どもが、身近に多様な文化芸術や地域伝統等を鑑賞・体験することで、次世代を担う子どもの健全育成を図るとともに、文化の薫り高い地域づくりを推進する。そのためには、市民一人ひとりが文化振興の担い手として、個性豊かな市民文化の継承と更なる創造を目指して活動し、貴重な文化財を大切にすることを涵養することが必要である。

よって、文化振興の施策として、市民が優れた文化芸術・地域伝統に触れ親しみ、多彩な文化活動に参加できるよう機会提供の拡充と文化施設等の有効活用を推進する。また、文化財等への愛護意識の向上を図るため、「甘木歴史資料館」、「秋月郷土館（秋月博物館）」、「平塚川添遺跡公園」を充実活用し、郷土の歴史・文化芸術に対する理解を深め、文化財等への愛着と誇りを醸成する。

1 地域文化の振興

(1) 指定文化財の整備活用及び埋蔵文化財調査

指定文化財の保存整備と活用を行い、市民の文化財への関心を高めるため歴史探訪ルートの整備や文化財案内人の育成など、市民の文化意識の高揚を図る。

また、市内の多種多様な史跡・遺跡・天然記念物等が、市民の貴重な文化的財産として定着させ、開発行為と調整を行い埋蔵文化財保護に努める。

① 指定文化財等保存管理

- 指定文化財保全を目的とした整備や防災対策、周辺環境整備を行う。
- 朝倉市固有の伝統行事や祭り等の保存継承を図るとともに、地域伝統文化の周知や調査・研究を行うことで保存継承団体の活動を支援する。

② 歴史・文化の普及啓発

- 出前講座などの各種講座を実施し、市民の文化財の意識高揚に努める。

③ 埋蔵文化財調査

- 埋蔵文化財保護のため、開発行為の調整を行い必要な発掘調査を実施する。

(2) 文化財の活用及び施設の管理運営

朝倉市には、「平塚川添遺跡公園」、「甘木歴史資料館」、「秋月郷土館」の文化財

施設があり、その他にも多種多様な歴史・民俗・考古資料や、国の重要伝統的建造物群保存地区である秋月地区の町並みや、武家屋敷「旧田代家住宅」を保有しています。更に、秋月郷土館に替わる施設として、平成29年秋に開館を目指す「秋月博物館」を建設中です。これらの施設の収蔵展示資料の保全に努めるとともに、教育・学習の場として活用できるよう維持管理を行います。また、歴史・自然に関する情報発信を行い、市内外及び県外への認知度を高め、来訪者が歴史・自然にふれる機会を作ります。

① 平塚川添遺跡公園管理活用

- 平成6年、弥生時代の貴重な環濠遺跡として国指定を受け、平成13年から開園している。歴史自然公園としての体験学習や自然学習ができるよう環境整備・維持管理に努める。
- 市内の全小学校の児童を対象に開催している古代体験「あさくらこどもの日」の開催や、自然観察会・野鳥観察会・歴史自然研究等の支援及び体験活動の内容充実を図る。
- 体験学習館を活用したトンボ玉講座、地域や家庭で失われつつある伝統行事、季節イベントの開催など生活文化を親子で体感する機会を年間通して提供し、幅広い公園活用と集客数アップを目指す。

② 歴史資料館管理活用

- 昭和60年に福岡県が設置し、平成18年4月から指定管理者として管理業務を受託している。施設の更なる利活用と維持管理に努める。また、施設の老朽化対策については、福岡県と連絡調整し効率的な維持管理を行う。
- 甘木朝倉地域の考古・歴史・民俗資料の散逸・消滅を防ぐため、幅広く資料を収集し、保管・研究・展示し、積極的な広報活動を行う。
- 地域に根ざした分かりやすい展示や幅広い世代を対象にした企画展等を開催し、郷土学習の場として教育普及活動を行う。

③ 秋月郷土館管理活用

- 施設の維持管理を行うとともに、秋月の歴史に係る企画展等を開催するなど歴史文化財や美術品の保存継承及び活用を図る。

④ 秋月博物館建設

- 本年度を建物の養生・枯らし期間としながら、展示施設の製作及び設置、展示ソフト整備、市民交流棟建設工事等を実施し、平成29年度開館を目指し準備を進める。

2 文化芸術活動の推進

(1) 文化振興推進事業

文化・芸術活動の主体は市民自身であり、一人ひとりの個性や豊かな感性、創造性を養い、市民が文化芸術活動を行うことができるよう施策を推進する。

① 美術展・文化趣味講座・文化講演会・コンサート等開催事業

- 市民が優れた文化芸術にふれる機会を提供し、また、創作活動の場を幅広く提供するため、美術展・文化趣味講座等の文化芸術事業を展開する。また、従来の市民鑑賞型から市民参加型へ移行する事業の開催を検討する。

② 活動組織、団体の育成

- 文化芸術活動団体、グループ等の交流促進による主体的な活動や、各地区に伝わる伝統芸能の保存・継承活動の推進と後継者の育成を支援する。

③ 子どもの文化、芸術活動の促進

- 文化団体との共催による小中学生伝統芸能体験講座等を開催するなど、親子で文化芸術の鑑賞や体験活動ができるよう支援する。

④ 文化ホール等の有効活用

- 文化ホール活用と文化芸術の鑑賞機会の充実を図るため、自主文化事業協会の事業により、市民のニーズに合った催し物等の開催及び支援を行う。

⑤ 姉妹都市高鍋文化交流事業

- 5年サイクルで交流事業を実施しており、本年度は「朝倉市民芸術祭」において、高鍋町の文化団体が伝統芸能を披露する文化小交流を行う。

(2) 総合市民センター及び朝倉・杷木地域生涯学習センターの維持管理運営

市民の文化芸術活動を推進し、利用者が安全にかつ快適に施設を使用できるように定期的な保守点検や必要な施設の整備改修を進め適切な維持管理を行う。

① 総合市民センター及び朝倉・杷木地域生涯学習センター施設の維持管理

- 環境測定・清掃、エレベーター等の機器点検、冷暖房操作、舞台技術、舞台装置点検などを専門業者に業務委託し、施設の保全に努める。

② 総合市民センター及び朝倉・杷木地域生涯学習センター施設の維持補修

- 施設の老朽化が進んでおり、利用者の安全を最優先に、施設の改修補修等を計画的に継続して行う。